

太陽光発電システム

- 家庭用リチウムイオン蓄電池システムまたは住宅用次世代自動車充電システムと、HEMSを同時に設置するもの（一体的導入）
- 供給する電気を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること
- 住宅の屋根、車庫等への設置に適したもので、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1キロワット以上50キロワット未満（増設の場合においては、増設分の値が1キロワット以上であり、かつ、既設分との合計値が50キロワット未満）であるもの
- 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもので、設置前において使用に供されていないもの

家庭用燃料電池システム

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されているもの
- 設置前において使用に供されていないもの

対象となる機器は「エネファーム」です。
「エコキュート」「エコジョーズ」「エコウィル」などは補助対象外です。

家庭用リチウムイオン蓄電池システム

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されているもの
- 設置前において使用に供されていないもの
- 実績報告の日までに①、②のいずれかに該当すること
 - ①住宅用太陽光発電システムを設置しており、供給される電気については住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること
 - ②愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されている家庭用燃料電池システムが設置していること

住宅用次世代自動車充電システム

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されているもの
- 設置前において使用に供されていないもの
- 実績報告の日までに①、②のいずれかに該当すること
 - ①住宅用太陽光発電システムを設置しており、供給される電気については住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること
 - ②愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されている家庭用燃料電池システムが設置していること

住宅から車への充電だけでなく、車から住宅へ電力が供給できるものが対象です。

HEMS

- 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されているもの
- 設置前において使用に供されていないもの
- 実績報告の日までに①、②のいずれかに該当すること
 - 住宅用太陽光発電システムを設置しており、供給される電気については住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること
 - 愛知県の実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定されている家庭用燃料電池システムが設置していること

ウェブサイトに記載されている補助対象機器一覧を確認の上、ご提出ください。
 (ホーム>生活・サービス>お得な制度>スマートハウス普及促進補助金制度)
 一覧に登録のない機器でも、補助対象機器の要件を全て満たすものについては、補助対象となりますが、交付申請前に「家庭用エネルギー管理システム(HEMS)対象要件適合状況報告書」と要件の根拠書類の提出が必要です。

補助対象経費

本市の他の補助金等の助成の対象となっている経費は、補助対象経費としません。
 また、補助対象経費が補助金額未満の場合は補助対象となりません。

補助対象システム	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電システム※ ¹	太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ、系統連系保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力計、配線・配管器具の購入及び設置に要する費用	5万円
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品(リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等)、配線(配線器具を含む。)又は配管(配管器具を含む。)の購入及び設置(付随する工事を含む。)に要する費用	5万円 または 5万5千円 ※ ²
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	リチウムイオン蓄電池、電力変換装置(インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等)で構成されるシステムの購入及び設置に要する費用	15万円
住宅用次世代自動車充電システム	当該補助対象設備の購入及び設置に要する費用	5万円
HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線(配線器具を含む。)の購入及び設置(付随する工事を含む。)に要する費用	1万円

※¹住宅用太陽光発電システムは、家庭用リチウムイオン蓄電池システム又は住宅用次世代自動車充電システム及びHEMSと同時に設置する場合にのみ補助金の交付対象となります。

※²都市ガスに接続し、くらしカーボンニュートラルクラブに入会する場合は5万5千円とします。
 クラブについては別紙チラシをご参照ください。

注意事項

- 訂正や不備書類の提出なども含め、提出期限までに申請を完了してください。
- 同一年度において1世帯につき1回限りの申請とします。2世帯住宅等、同一の住所で別世帯として申請する場合、世帯が分かれていることの証明が必要になります。
- 店舗等との併用住宅も対象ですが、自らの居住部分でのみ使用されるものが補助対象となります。
- 事業者と工事請負契約を締結せず、個人で補助対象システムを購入し設置する場合は、事前に環境都市推進課へお問い合わせください。
- 補助金の交付後でも、不備等により交付決定を取り消した場合、補助金の返還をしていただきます。

よくある質問

Q. 予算残額は市公式ウェブサイトに掲載されていますか。

A. 市公式ウェブサイトではお知らせしていません。

開庁時間内に環境都市推進課（0566-71-2280）へお問い合わせください。

なお、予算がなくなり、申請期間よりも早く受付を終了した場合は、市公式ウェブサイトでお知らせします。

Q. 申請書類を窓口に出す前に確認してほしい場合はどうしたらよいですか。

A. 事前確認を希望される場合は、環境都市推進課へお問い合わせいただき、申請書類一式をあいち電子申請にて提出してください。

確認後、あいち電子申請からメールにてご連絡しますので、補正依頼がある場合はご対応いただき、修正後の申請書類一式を窓口にてご提出ください。

窓口提出を取り止め、補正した書類のみをあいち電子申請から再提出いただくことも可能です。

Q. 申請システムを変更したい場合はどうしたらよいですか。

A. 計画変更の申請を行う前に、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

補助金額を増額する変更は補助対象事業に着手する前に、補助金額を減額する変更は補助対象事業が完了する前までに計画変更の申請が必要です。

提出期限までに計画変更の申請が行われなかった場合は、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。